

## 令和6年度

### 地域密着型小規模特別養護老人ホームふくろうの郷事業計画（案）

当施設は、平成24年5月6日、北海道及び羅臼町の認可を受け、同月11日、羅臼町内で初めてとなる特別養護老人ホームとして開所致しました。本年5月には、丸12年を迎えようとしています。

この間、地域の方々のご理解はもとより、行政のご支援をいただき、地域密着型の高齢者施設として、無くてはならない存在となっておりますが、引き続き、社会福祉法人が運営する施設としての使命を忘れずに、サービスの向上に努める必要があります。

経営面に於きましては、保有する固定資産の経年劣化が進み、建物ではベランダ鉄骨の腐敗、備品では洗濯機や乾燥機が故障するなど、修繕や買い替えの為の資金を、積極的に準備する必要があります。

このような状況に加え、燃油はじめあらゆる物の仕入価格が上昇し、施設の経営は、益々厳しさを増す傾向にあり、歳出の見直しと、テレビ利用料の徴収など歳入の増加を図ることが必要であります。

更に、依然として人材の確保が難しい状況であり、特定技能外国人材の採用や、処遇改善により、働きやすい職場環境をつくっていくことが大切であると考えます。これを行うことで、入居者の安全を確保し、より質の高いサービスを提供することが可能になると思われます。

良質な福祉介護サービスを提供する為には、介護・看護・調理・用務・事務すべてのスタッフが協力しあって、施設運営を進めていく必要があります。

最後に、足掛け13年目を迎えるにあたり、改めて初心に帰り、ふくろうの郷で働く職員全員が、地域密着型の老人介護福祉施設として果たすべき役割を十分に理解し、地域のニーズにあったサービスを提供するために、令和6年度においても下記の「施設運営の基本理念」と「入居者の処遇目標」に沿った施設の運営に努めて参ります。

## 1 施設運営の基本理念

- (1) 入居者の意思及び人格を尊重するとともに、常に入居者の立場に立って、安心安全な介護サービスを提供するよう努めます。
- (2) 明るく家族的な雰囲気のもと、地域や家族との結び付きを重視し、羅臼町をはじめ関連する各機関との密接な連携に努めます。

## 2 入居者の処遇目標

施設は入居者の生活の場であることを念頭に置き、集団生活への調和と安全性に配慮しながら、入居者一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、生活に楽しみを見出していただけるよう、できる限り個別の対応を行います。また、心身の健康

と残存機能の保持に努め、穏やかで安定した生活の実現を目標とします。

### (1) 介護

- ① 介護計画書に基づいたサービスの実施を徹底するとともに、入居者の状況変化に合わせ、見直しを随時行います。
- ② 入浴・食事・排泄の介護において、その内容について随時見直しを図り、入居者一人ひとりの心身の状態に応じた、安心・安全で快適な介護方法を目指します。
- ③ 個々の入居者の身体状況やニーズに合わせた日課活動（誕生会等）を実施し、日常生活にリズムと潤いを持つようにします。
- ④ 家族等の方々の協力を得ながら、積極的に外出する機会を作っていきます。
- ⑤ 意思表示の困難な入居者に援助するときは、ご家族の意向を伺うとともに、その方の状態を見て、何が必要とされるのかを絶えず検討していきます。
- ⑥ 創意工夫により、身体拘束をしない介護を維持していきます。

### (2) 看取り介護の休止と今後の取り組み

平成28年より、看取り介護の実施に向け、内部研修と態勢造りを進め、平成29年4月、「看取り介護の加算」の届け出を行い、その取組みが始まり、入居者ご家族への丁寧な説明を行い、終末期であると入居者が医師から判断された場合、当施設で最後まで暮らすことを希望された入居者に対して、できる限り本人とご家族の意思を尊重した「看取り介護計画書」を作成し、看取り介護を実施して参りましたが、令和1年12月より、該当看護職員の不在により休止しております。今後とも職員の確保に努め、看取り介護の再開を目指します。

### (3) 快適生活空間整備（整理整頓・導線の創意など）

入居者のベッド周りから、居室、共有部分、スタッフルームをはじめ倉庫に至るまで、職員全員が整理整頓を行い安全な空間にするなど、創意工夫により入居者に寄り添い支援しやすい環境整備に努めます。

### (4) 保健衛生及び医療ケアの推進

- ① 嘱託医による訪問診療を毎月一回、定期的を実施します。併せて、看護職員による日常の健康状態の把握、保健衛生指導を行います。
- ② 疾病等で医療措置が必要な場合は、原則として、協力医療機関である知床らうす国保診療所に治療を要請します。
- ③ 入居者の身体状況に応じた方法によって、週2回の入浴または清拭を行います。
- ④ 衛生管理を徹底し「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に基づき感染症の予防に努めます。

- ⑤ 感染症予防の一環として、入居者はもとより、本年度も全職員に対するインフルエンザ予防接種を行うこととし、また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用や消毒の徹底、最新情報の収集など、継続的な対策を実施します。

## (5) 給食

- ① 低栄養状態の予防・改善を図るため、栄養士は各入居者の栄養アセスメントの結果に基づき看護師や介護スタッフと連携し、協働で栄養ケア計画を作成し、計画に沿った食事を提供します。また、栄養士は、入居者の栄養管理を適切に行い、入居者の嗜好や季節に合わせた献立や、医師の発行する食事箋に基づいた治療食や嗜好等による代替食など、入居者の状況にあった食事を提供します。
- ② 食事開始時間は、朝食7時30分、昼食11時30分、夕食16時30分を原則とし、15時に提供するオヤツも含め、入居者の状態等により食事時間が変更となる場合は、適切に保管のうえ提供することにします。
- ③ 経口摂取の維持のためのサービスを行うとともに、嚥下<sup>えんげ</sup>困難な入居者に対しては、できる限り口から摂取できる食事を提供します。
- ④ 食事は、主食と副食に分けて、次により提供します。
- ・主食 米飯 粥 ミキサー
  - ・副食 常食 きざみ みじん ミキサー

## (6) 入浴について

- ① 入浴は、週2回を原則とします。なお、入浴形態は個浴・機械浴とし、入居者個々の状態に最も適した浴槽を使用します。
- ② 健康状態により、看護師の指示に基づいて入浴を中止する入居者に対しては、清拭を実施します。

## (7) 排泄について

- ① 排泄は、入居者一人ひとりの心身状況に合わせて個別に対応し、できる限りトイレでの排泄が維持できるように支援します。
- ② 居室での排泄介助にあたっては、人としての尊厳に気を配り、ドア及びカーテンを閉める等、プライバシーに配慮し、身体機能に最も適した方法で行います。

## (8) 着脱

着脱介助にあたっては、入居者の身体状況を熟知したうえで、不適切に身体を動かさない等、脱臼や骨折等の事故が発生することのないよう気をつけます。

### **(9) 移乗について**

移乗介助にあたっては、移乗時の打撲や骨折等に十分に注意します。安全に移乗介助が行われるよう、スライディングボード等は、日頃より点検を行います。また、車椅子のブレーキやタイヤの状態等も同様に点検を行います。

### **(10) 体位変換**

体位変換の必要な入居者に対しては、打撲や骨折等の事故に気をつけ適切に行い、褥瘡<sup>しよくそう</sup>の予防と治療に努めます。

### **(11) 外出支援**

入居者が希望する散歩・買い物等の外出支援を、積極的に行うように努めます。

### **(12) 健康管理**

- ① 常に入居者の体調の変化に気をつけ、生活相談員との連携を密にして、必要な医療処置や疾病予防等の健康管理に努めます。
- ② 生活相談員は、日常生活の中で入居者の心身状態を注意深く観察し、看護師との連携のもと、異常の早期発見と早期治療に努めます。
- ③ 入居者が服薬中の薬剤については、看護師が管理し、服薬介助にミスのないよう十分に注意します。また、看護師は、ご家族等の同意のもとに薬剤情報提供書を取り寄せ、薬剤についての情報を的確に介護員に伝えます。

### **(13) 個別機能訓練について**

- ① 入居者が日常生活を営むのに必要な身体機能を改善し、また、その減退を防止するため、個々の入居者の機能訓練を実施し、定期的に評価と見直しを図ります。
- ② レクリエーションや行事等、入居者の有する能力を活用した介護等を通じて、身体機能の維持を図るための必要な運動を行います。

### **(14) サービスの向上について**

自己点検と相互点検を通じて、サービスの基本である挨拶・笑顔・丁寧な言葉使い等のマナー向上に努めます。

## **3 施設の運営・管理**

### **(1) 入居者の決定について**

入居に関して透明性と公平性を確保するために、行政職員も委員として参加する「ふくろうの郷入所判定委員会」を最低年4回開催し、入居者を決定します。

### **(2) 苦情処理及び個人情報の保護について**

- ① 苦情解決責任者（施設長）及び苦情受付担当者（生活相談員）は、苦情に対して誠意をもって真摯に受け止め、その解決を図るよう努めるとともに、改善すべきことは施設全体で取り組むこととします。また、必要に応じて、外部委員によって構成される「苦情解決委員会」に諮り、公平中立の立場から適正な解決に努めます。
- ② 全ての職員は、個人情報を適切に管理し、入居者及びそのご家族からあらかじめ同意を得ない限り、入居者及びそのご家族の情報を第三者に提供しないものとする。

### **(3) 身体拘束及び虐待防止について**

「高齢者虐待防止対応支援マニュアル」に基づき、身体拘束委員会による研修を通じて、高齢者の身体拘束及び虐待防止を推進します。

### **(4) 運営協議会の開催及び家族会との連携について**

運営協議会及び家族会を開催し、施設運営について説明するとともに、意見交換や交流を図ることにより、施設運営等についてご理解とご協力を得るよう努めます。入居者のご家族等とは、日頃より連絡を密にし、信頼関係を構築できるよう努めます。

### **(5) 広報活動**

「ふくろうの郷だより」を毎月1回発行し、入居者のご家族さまに配布します。更に、ホームページを活用し、定期的に施設の最新情報を発信していきます。

### **(6) 業務の見直しと改善について**

- ① 良好な介護サービスを提供し、業務の効率化を図るため、職員は常に各種業務の見直しに努めます。
- ② 有給休暇の取得向上及び積極的な消化を推進し、残業の抑制など労務状況の改善により、職員の就労意欲が下がらないよう努めます。

### **(7) 職員の健康管理及び労働災害の防止について**

各部門の責任者は、職員の身体面や精神面の負担等を常時観察し、心身の健康管理を行うとともに労働災害の防止に努めます。また、業務中に発生した労働災害については、速やかに対応し、状況によっては労働災害保険の申請手続きを行います。又、健康診断に加え、常勤介護職員全員の腰痛検査も取り入れます。

#### **(8) 火災の予防と防災訓練について**

防災管理者は、防災委員会と合同で、防災設備及び防災用具等の確保と点検を定期的実施するとともに、火災や自然災害に備えて「消防防災計画」に基づき年2回の避難訓練を実施します。また、町の防災訓練に合わせて防災訓練を年1回実施します。

#### **4 短期入所生活介護（ショートステイ）**

介護保険の居宅サービスの一つであるショートステイは、在宅で介護されている方々の介護負担を軽減することを主な目的とするサービス事業です。令和5年3月1日より再開するに至り、令和6年2月末現在、延べ37名、日数にして333日の利用を頂いております。引き続き、レスパイトケアに取り組んで参ります。